

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 繰延資産の改正

Q : 今年度の税制改正では、繰延資産について見直しがされたとか。どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

法人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものを繰延資産といいます。その範囲が次のように改正されました。

- ① 創立費
創業費が創立費とされました。
- ② 開業費
- ③ 開発費
新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用
- ④ 株式交付費
新株の印刷費、資本金の増加の登記についての登録免許税その他自己の株式(出資を含む)の交付のために支出する費用
新株発行費が株式交付費とされました。
- ⑤ 社債等発行費
社債券等の印刷費その他債券(新株予約権を含む)の発行のために支出する費用
社債発行費が社債等発行費とされました。
- ⑥ 上記に掲げるもののほか、一定の費用で支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの
これまであった試験研究費と社債発行差金は、繰延資産から除かれました。

